

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ワンオブハート（以下「本会」という）が主催する体験活動、運動教室、授業、研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(謝金対象者の分類定義)

第2条 この規定における謝金対象者を次のとおり分類する。

- (1) 外部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における外部に依頼する講師
- (2) 内部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における本会役員・従業員の講師

(謝金の対象となるもの)

第3条 諸謝金の対象となるのは、次のものとする。

- (1) 講座・研修会
- (2) 授業・体験活動・教室
- (3) シンポジウム、パネルディスカッション
- (4) 講演会・座談会
- (5) 原稿執筆
- (6) その他本会理事会が認めるもの

(外部講師謝金の単価)

第4条 外部講師謝金の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2時間以内を1単位とし、20,000円とする。

【授業・体験活動・教室】

2時間以内を1単位とし、20,000円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2時間以内を1単位とし、10,000円とする。

【講演会・座談会】

2時間以内を1単位とし、20,000円とする。

【原稿執筆】

原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500円とする。

(内部講師謝金の単価)

第5条 内部講師謝金の単価は次のとおりとする。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、20,000 円とする。

【授業・体験活動・教室】

2 時間以内を 1 単位とし、20,000 円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

なし

【講演会・座談会】

なし

【原稿執筆】

なし

(講師の旅費)

第 6 条 講師の旅費は、原則として謝金に含まれるものとする。

(講師派遣の単価)

第 7 条 当法人が外部に役職員を派遣する際の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 30,000 円、常勤職員級 10,000 円とする。

消費税を別途請求する。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 30,000 円、常勤職員級 10,000 円とする。

消費税を別途請求する。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 30,000 円、常勤職員級 10,000 円とする。

消費税を別途請求する。

【座談会】

2 時間以内を 1 単位とし、10,000 円とする

【原稿執筆】

原稿の文字数を 400 字詰に換算して、400 字詰当たり 2,000 円とする。なお、400 字未満の端数が生じたときは、400 字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500 円とする。

(委任)

第 8 条 この規定に定めるほか、必要なことは理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

令和6年4月1日より適用。